

委員会議案第 1 号

彦根市議会委員会条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 7 年(2025 年)3 月 24 日

彦根市議会議会運営委員会

委員長 長 崎 任 男

彦根市議会委員会条例の一部を改正する条例

彦根市議会委員会条例(昭和 42 年彦根市条例第 23 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 2 号中「子ども未来部」を「こども家庭部」に改める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に改正前の彦根市議会委員会条例(以下「旧条例」という。)の規定に基づき在任する福祉病院教育常任委員会の委員長、副委員長および委員は、改正後の彦根市議会委員会条例の規定に基づく福祉病院教育常任委員会の委員長、副委員長および委員になるものとし、その任期は、旧条例の規定に基づく福祉病院教育常任委員会の委員の残任期間とする。